

# 山梨県公報

第千四百一號

平成十五年

七月二十四日

木曜日

## 目次

### 告示

結核予防法に基づく医療機関の指定……………四六一

予防接種の業務を行う医師……………四六一

道路の区域変更(三件)……………四六一

都市計画事業の認可(三件)……………四六一

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………四六三

落札者等の決定について……………四六三

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………四六三

土地改良区役員の退任及び就任(三件)……………四六四

### 教育委員会

山梨県立高等学校規則の一部を改正する規則……………四六五

富士河口湖町の設置に伴う関係規則の整理に関する規則……………四六五

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令……………四六六

山梨県教科用図書採択地区の設定の一部改正……………四六六

### 監査委員

外部監査人の監査の業務を補助させることができる旨の協議……………四六六

### 公安委員会

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………四六七

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………四八二

平成十五年警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施について……………四九一

遊技機の型式の検定……………四九三

### その他

あつせん員候補者の告示……………四九四

### 正誤

……………四九四

平成十五年七月十四日付け第千三百九十九号中……………四九四

## 告示

### 山梨県告示第四百一號

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成十五年七月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
ヒロ薬局上野原店	北都留郡上野原町上野原三千四百四十三番地三
カイ調剤薬局	山梨市下神内川二百十二番地四

### 山梨県告示第四百二號

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。  
平成十五年七月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
鈴木 哲男	富士吉田市旭五丁目一番三十八号 鈴木内科クリニック

### 山梨県告示第四百三號

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年八月十四日まで一般の縦覧に供する。  
平成十五年七月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 道路の種類 県道

- 二 路 線 名 台ヶ原富岡線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北巨摩郡長坂町大字日野字上日野一七六番の四地先から 北巨摩郡長坂町大字日野字上日野一四番の三地先まで	一一・〇〇	七・〇〇	一三・五	九八・七八
	二六・〇〇			

**山梨県告示第四百四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年八月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年七月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 増富若神子線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北巨摩郡須玉町大字東向字天神三三八番の一地先から 北巨摩郡須玉町大字東向字天神三三四二番の一地先まで	八・〇〇	八・〇〇	一〇・二五	七四・五
	一八・二五			

**山梨県告示第四百五号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年八月十四日まで一般の縦覧に供する。

- 平成十五年七月二十四日
- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 駒ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山 本 栄 彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北巨摩郡白州町大字横手字中原二二七九番の二地先から 北巨摩郡白州町大字大坊字前田三五番の二地先まで	六・〇〇	五・七五	一一・〇〇	一一四・〇〇
	一七・〇〇			

**山梨県告示第四百六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年七月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 施行者の名称 増穂町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 都市公園事業 大柵一号公園
- 三 事業施行期間 平成十五年七月二十四日から平成十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 山梨県南巨摩郡増穂町大字大柵地内
  - 2 使用の部分 なし

**山梨県告示第四百七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年七月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 施行者の名称  
増穂町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
都市公園事業 青柳町四号公園
- 三 事業施行期間  
平成十五年七月二十四日から平成二十年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 山梨県南巨摩郡増穂町大字青柳町地内
  - 2 使用の部分 なし

**山梨県告示第四百八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年七月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 施行者の名称  
増穂町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
都市公園事業 最勝寺二号公園
- 三 事業施行期間  
平成十五年七月二十四日から平成十八年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 山梨県南巨摩郡増穂町大字最勝寺地内
  - 2 使用の部分 なし

**公 告**

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年七月二十四日

- 一 申請のあった年月日 平成十五年七月七日
- 山梨県知事 山 本 栄 彦

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 フジヤマフォーラム
  - 2 代表者の氏名 高山中
  - 3 主たる事務所の所在地 南都留郡勝山村三千百十番地
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は、富士山およびその周辺地域の不特定多数の人々に対して、環境問題の解決に向けた活動と、地域経済・文化の総合的発展に関する事業を行い、不特定多数の人々の利益の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十五年七月七日から同年九月七日まで

● 落札者等の決定について  
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年七月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 落札に係る役務の名称及び数量  
山梨県総合的行政文書管理システム詳細設計・開発業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県総務部私学文書課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成十五年七月四日
- 四 落札者の氏名及び住所  
日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号
- 五 落札金額  
千八百六十五万八千五百円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
平成十五年五月十二日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十五年七月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡竜王町富竹新田字伊勢河原一四三四の三、一四三四の四、一四三六の二、一四三六の三、一四三八の一、一四三八の四、一四三八の五、一四三八の六、一四三八の七及び一四四五の六

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡竜王町竜王千七百六十九番地一 富士帝都株式会社 代表取締役 斉藤政昭

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十五年七月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡敷島町大下条字深田四一四の一、四一四の三、四一四の四、四一四の五、四一四の六、四一四の七、四一四の八、四一四の九、四一四の一〇、四一四の一、四一四の二及び四一四の三

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び敷島

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市朝氣二丁目一番十八号 有限会社総信 代表取締役 須田千鶴子

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、櫛形土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十五年七月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	石川 豊	南アルプス市小笠原一五七一 二番地	平成十五年七月六日
監事	櫻田 博	同 下市之瀬二二〇番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	相原 豊	南アルプス市桃園七六三番地	平成十五年七月七日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、御勅使川右岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十五年七月二十四日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	中村 敏雄	南アルプス市築山二四〇番地	平成十五年五月二十日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	市川 善英	南アルプス市築山八五番地	平成十五年五月二十一日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小淵沢土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十五年七月二十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 退 任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
監事	五味 銀造	北巨摩郡小淵沢町松向一八六〇番地一	平成十五年四月二十三日

二 就 任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
監事	田中 英夫	北巨摩郡小淵沢町松向一七八四番地	平成十五年六月三十日

## 教育委員会

### 山梨県教育委員会規則第十三号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年七月二十四日

山梨県教育委員会

委員長 志 村 洸

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立吉田商業高等学校の項の次に次のように加える。

山梨県立 富士北稜高等学校	山梨県富士吉田市新西 原一丁目三番一号	全日制 (単位 制)	本科	三年		総合学科
------------------	------------------------	------------------	----	----	--	------

別表に次のように加える。

山梨県立 ひばりが丘高等学 校	山梨県富士吉田市上吉 田三、五三二番地	定時制 (単位 制)	本科	三年 以上	昼間制 夜間制	普通科、
-----------------------	------------------------	------------------	----	----------	------------	------

情報経理科

### 附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

### 山梨県教育委員会規則第十四号

富士河口湖町の設置に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成十五年七月二十四日

山梨県教育委員会

委員長 志 村 洸

富士河口湖町の設置に伴う関係規則の整理に関する規則

（山梨県立高等学校学則の一部改正）

第一条 山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立富士河口湖高等学校の項中「河口湖町」を「富士河口湖町」に改める。  
 (山梨県立高等学校通学区等に関する規則の一部改正)

**第二条** 山梨県立高等学校通学区等に関する規則(昭和四十二年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一吉田の項中「河口湖町、鳴沢村、足和田村、勝山村」を「鳴沢村、富士河口湖町」に改め、「富士領」を「及び富士ヶ嶺の区域」に改める。

(山梨県立盲学校・ろう学校・養護学校学則の一部改正)

**第三条** 山梨県立盲学校・ろう学校・養護学校学則(昭和五十三年山梨県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表山梨県立ふじざくら養護学校の項中「河口湖町」を「富士河口湖町」に改める。

**附則**

この規則は、平成十五年十一月十五日から施行する。

**山梨県教育委員会訓令第第五号**

庁中一般  
 県立学校

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年七月二十四日

山梨県教育委員会

委員長 志村 洸

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

山梨県立学校処務規程(昭和三十六年山梨県教育委員会訓令第第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中40の項を42の項とし、32の項から39の項までを一項ずつ繰り下げ、31の項を32の項とし、同項の次に次のように加える。

33	県立ひばりが丘高等学校	ひばり高
----	-------------	------

30の項を31の項とし、29の項の次に次のように加える。

30	県立富士北稜高等学校	富北高
----	------------	-----

**附則**

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

**山梨県教育委員会告示第六号**

義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)第十二条の規定による山梨県教科用図書採択地区の設定(昭和三十九年山梨県教育委員会告示第六号)の一部を次のように改正し、平成十五年十一月十五日から適用する。

平成十五年七月二十四日

山梨県教育委員会

委員長 志村 洸

表中	都留	富士吉田	南都留(秋山村・道志村・西桂町・忍野村・山中湖村・河口湖町・足和田村・勝山村・鳴沢村)	を	都留
大月	都留	大月	北都留(上野原町・小菅村・丹波山村)		

に改める。

富士吉田	南都留(秋山村・道志村・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町)
大月	北都留(上野原町・小菅村・丹波山村)

**監査委員**

**山梨県監査委員告示第六号**

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項の規定により、外部監査人古屋俊仁の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成十五年七月二十四日

山梨県監査委員

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
同	同	勝 敏 夫
同	同	早 川 秋 夫
同	同	奥 秋 正 高
同	同	竹 越 久 高

水 上 浩 一	山梨県甲府市富士見二 一 一六	平成十五年七月一日 平成十六年三月三十一日
吉 澤 宏 治	山梨県甲府市善光寺一 二四 二九	平成十五年七月一日 平成十六年三月三十一日
小 澤 勇	山梨県甲府市西田町二 二一〇	平成十五年七月一日 平成十六年三月三十一日
清 水 敏 朗	山梨県南アルプス市百々三〇八二	平成十五年七月一日 平成十六年三月三十一日
久保嶋 仁	山梨県甲府市屋形三 五 二三	平成十五年七月一日 平成十六年三月三十一日
矢 野 邦 夫	山梨県西八代郡市川大門町一〇五六 二	平成十五年七月一日 平成十六年三月三十一日
小 俣 光 文	山梨県大月市初狩町下初狩一八五二 一	平成十五年七月一日 平成十六年三月三十一日
加 藤 隆 博	山梨県南アルプス市飯野三四五六 四	平成十五年七月一日 平成十六年三月三十一日
星 野 正 司	千葉県市川市北国分二 二三 一〇	平成十五年七月一日 平成十六年三月三十一日
庄 司 末 光	神奈川県川崎市幸区鹿島田六〇 五	平成十五年七月一日 平成十六年三月三十一日
小 杉 重 雄	東京都東村山市萩山町五 六一 一九 二〇五	平成十五年七月一日 平成十六年三月三十一日
頭 島 義 功	東京都八王子市館町一八四五 三	平成十五年七月一日 平成十六年三月三十一日
佐々木 威夫	山梨県大月市梁川町新倉八九番地	平成十五年七月一日 平成十六年三月三十一日
梶 原 稔	山梨県南都留郡河口湖町大石 二九五三	平成十五年七月一日 平成十六年三月三十一日

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第七号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十五年七月二十四日

山梨県公安委員会  
委員長 吉 泉 信 一

#### 山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出し中「手続き等」を「手続等」に改め、同条第二項中「公安委員会」を「公安委員会の指定に基づき、公安委員会又は指定講習機関（法第百八条の四第一項の指定講習機関をいう。以下同じ。）」に改める。

第十五条の二の見出し中「手続き等」を「手続等」に改め、同条第一項中「申込書」を「申請書」に改め、「（法第百八条の四第一項の指定講習機関をいう。以下同じ。）」を削る。

第十五条の四中「初心運転者講習の」を「取消処分者講習又は初心運転者講習（以下「特定講習」という。）」とに、その「」に改める。

第十五条の七及び第十五条の八を次のように改める。

**第十五条の七** 取消処分者講習を行う指定講習機関に置く運転適性指導員（法第百八条の四第一項第一号の運転適性指導員をいう。）は、規則第五号第五号の規定に基づき国家公安委員会が指定した講習を終了した者とする。

**第十五条の八** 初心運転者講習を行う指定講習機関に置く運転適性指導員（法第百八条の四第一項第二号の運転適性指導員をいう。）は、規則第七号第五号又は第十七条の規定に基づき国家公安委員会が指定した講習を終了した者とする。

第十五条の十第一項中「別記様式第十三の十一」を「別記様式第十三の八」に改め、同条第二項中「別記様式第十三の十二」を「別記様式第十三の九」に改める。

第十五条の十一を次のように改める。

**第十五条の十一** 指定講習機関は、規則第十一条に規定する特定講習の結果報告を行うときは、次の各号に掲げる講習に応じそれぞれ当該各号に定める書類を速やかに公安委員会に提出しなければならない。

（講習結果報告書）

- 一 取消処分者講習 別記様式第十三の十の取消処分者講習結果報告書
  - 二 初心運転者講習 別記様式第十三の十一の初心運転者講習結果報告書
- 第十五条の十二中「別記様式第十三の十四」を「別記様式第十三の十二」に改める。  
第十五条の十三中「別記様式第十三の十五」を「別記様式第十三の十三」に改める。  
第十八条第四項中「一年」を「六月」に改め、「運転免許に係る講習に関する規則」の下に「(平成六年国家公安委員会規則第四号)」を加える。  
別表第一第二日の項中「路上又は」を削る。  
別記様式第十二の二から別記様式第十三までを次のように改める。

別記様式第12の2 (第15条関係)

<p>取消処分者講習受講申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">氏名 (電話) ⑩ )</p>	
生 年 月 日	年 月 日生 ( 歳)
本 籍	
住 所	
勤 務 先 等	(電話 )
免許欠格期間満了の日	年 月 日
取消前に取得していた 免許の種類	大 普 大 大 普 小 原 け 大 普 大 け 型 通 特 自 自 特 付 引 二 二 特 引 二 二 二 二
交 付 公 安 委 員 会	公 安 委 員 会
希望する講習の車種	四輪 二輪 原付
※ 講 習 日	年 月 日
※ 講 習 場 所	
備 考	

- 備考 1 氏名、生年月日、本籍及び住所は、明りょうにかい書で記載すること。  
 2 山梨県公安委員会が受理した場合は、備考欄に手数料に相当する収入証紙をはり付けること。  
 3 申請者は、※印の欄には、記載しないこと。

第 号

写 真

押出し

スタンプ

取 消 処 分 者 講 習 終 了 証 書

本 籍  
住 所  
氏 名  
生年月日

あなたは、道路交通法第108条の2第1項第2号に基づく取消処分者講習を  
終了したことを証します。

年 月 日

実 施 機 関 印

備考1 写真は、講習前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

2 実施機関は、交付する「公安委員会名」又は「指定講習機関名及び管理者」とする。

別記様式第12の4 (第15条関係)

取消処分者講習終了証書再交付申請書

年 月 日

殿

申請者  
住所

氏名  
生年月日 年 月 日生

㊟

本籍	
再交付を申請する理由	
受験日・場所	年 月 日

備考 氏名、生年月日、本籍及び住所は、明りょうにかい書で記載すること。

初心運転者講習受講申請書

年 月 日

殿

申請者  
住所

氏名 ㊟  
生年月日 年 月 日生  
( 歳 )  
(電話 )

道路交通法第108条の2第1項第10号に基づく初心運転者講習(普通、大自二、普自二、原付)の受講を申請します。

現 に 受 け て い る 免 許

交付公安委員会	
交付年月日 有効期限	年 月 日 年 月 日まで有効
免許証番号	第 号
免許証の種類	普通 大自二 普自二 (限定なし、小型限定) 原付 その他 ( )
備考	

通知書の番号	第 号
--------	-----

別記様式第13の4 (第15条の3関係)

別記様式第十三の四から別記様式第十三の六までを次のように改める。

指 定 講 習 機 関 指 定 申 請 書

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 殿

住所  
申請者  
氏名 ㊟

指定講習機関の指定を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
特定講習の業務を行う事業所の名称及び所在地	
特定講習の種別	
特定講習を開始しようとする年月日	年 月 日
添付書類	

備考1 申請者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類の欄には、添付する書類名を記載すること。

第 号

指 定 書

名 称

所在地

道路交通法第108条の4第1項の規定により指定講習機関として貴

を指定する。

特定講習の種別

年 月 日

山 梨 県 公 安 委 員 会 印

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

指 定 講 習 機 関 名

印

代 表 者

公 示 事 項 等 の 変 更 の 届 出 書

指定講習機関に関する規則第4条 第1項 第3項 の規定による公示事項等の変更の届出を

します。

記

1 変更する事項 (書類の内容)

2 変更後の事項 (書類の内容)

講習業務規程認可申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

指定講習機関名

代 表 者

印

指定講習機関に関する規則第9条第1項の規定による講習業務規程の認可を受けたく、当該講習業務規程を添えて申請します。

特定講習の種別	
講習業務規程の認可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	

別記様式第13の9 (第15条の10関係)

講習業務規程変更認可申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

指 定 講 習 機 関 名

印

代 表 者

指定講習機関に関する規則第9条第2項の規定による講習業務規程の変更の認可申請をします。

特 定 講 習 の 種 別	
講習業務規程の変更の認可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変 更 の 理 由	

取消処分者講習結果報告書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

指定講習機関名 印  
管 理 者

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する講習を

年 月 日に終了したので報告する。

番号	氏名 生年月日	本籍	住所	性別	講習の 区分	指導員 氏名

備考

- 備考1 番号欄は、実施日ごとの番号とすること。
- 2 本籍欄は、都道府県名のみを記載すること。
- 3 講習の区分欄は、四輪又は二輪の別を記載すること。

別記様式第13の11(第15条の11関係)

初心運転者講習結果報告書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

指定講習機関名 印  
管 理 者

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習を  
年 月 日に終了したので報告する。

番号	氏名 生年月日	住 所	性 別	講習の 種 類	免 許 証 番 号	指 導 員 氏 名	効果測 定結果

備 考

- 備考1 番号欄は、実施日ごとの番号とすること。
- 2 講習の種類欄は、普通、大自二、普自二又は原付の別を記載すること。

講習の休廃止の許可申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

指 定 講 習 機 関 名

印

代 表 者

指定講習機関に関する規則第14条の規定による特定講習の  
一部 休止 の許可  
全部 廃止

を申請します。

上記許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
休止し、又は廃止しようとする特定講習の種類	
同 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで
上記申請の理由	

第 号

指定講習機関の指定の取消通知書

年 月 日

指定講習機関名  
代表者 殿

山梨県公安委員会 印

下記の理由により、道路交通法第108条の11 第1項 の規定による指定講習機関と  
第2項

しての指定の取消しをしたので通知します。

特定講習の種別	
指定番号	
理由	

別記様式第十三の十四及び別記様式第十三の十五を削る。

附則

この規則は、平成十五年八月一日から施行する。

山梨県公安委員会告示第五十一号

信号機の設定、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十五年七月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

別表第一中

八八	韮崎市中心六番九号先（市道 韮崎五号線と市道韮崎五二号線 との十字路交差点）	J A 梨北韮崎 支所前	平成一四年二月一九日 告示第七七号
----	--	-----------------	----------------------

八八	韮崎市中心六番九号先（市道 韮崎五号線と市道韮崎五二号線 との十字路交差点）	J A 梨北韮崎 支所前	平成一四年二月一九日 告示第七七号
八九	北巨摩郡双葉町下今井三、〇五 番地先（国道二〇号と町道国 道南原線との丁字路交差点）	南原	平成一五年七月二四日 告示第五一号

六九	塩山市上於曾一、二八四番地先 （市道上於曾二〇号線と市道上 於曾二二号線との十字路交差点 ）	仲町	平成一四年二月一九日 告示第七七号
----	---	----	----------------------

六九	塩山市上於曾一、二八四番地先 （市道上於曾二〇号線と市道上 於曾二二号線との十字路交差点 ）	仲町	平成一四年二月一九日 告示第七七号
七〇	東山梨郡勝沼町休息一、五九九 番地先（国道四一―号と町道休 息中村線と町道経塚一―号線との 十字路交差点）	健康福祉セン ター入口	平成一五年七月二四日 告示第五一号
七一	塩山市竹森三、〇一五番地先（ 県道平沢千野線と市道竹森九号 線との丁字路交差点）	玉宮小学校前	平成一五年七月二四日 告示第五一号
七二	塩山市千野一、二三一―番地の 一先（市道上於曾六号線と市道千 野四〇号線との十字路交差点）	坂下	平成一五年七月二四日 告示第五一号
七三	東山梨郡勝沼町小佐手三三九番 地先（町道筋違東斬線と町道綿 塚菱山不動線との十字路交差点 ）	健康福祉セン ター南東	平成一五年七月二四日 告示第五一号

四八	都留市つる二丁目二番一八号先 （国道一三九号と市道下谷家中 川通り線と市道寺前深田線支線 三号との十字路交差点）	弁天町	平成一四年八月一日 告示第四一号
----	---	-----	---------------------

四八	都留市つる二丁目二番一八号先 （国道一三九号と市道下谷家中 川通り線と市道寺前深田線支線 三号との十字路交差点）	弁天町	平成一四年八月一日 告示第四一号
四九	都留市四日市場六五五番地の二 先（市道四日市場桂高線と市道 四日市場古川渡線と市道四日市 場キツネ寿線との十字路交差点 ）	桂高校入口	平成一五年七月二四日 告示第五一号

五〇	都留市つる五丁目一番七五号先 (市道古川渡東桂線と市道栄町 四日市場線との丁字路交差点)	谷村高架橋下	平成一五年七月二四日 告示第五一号
----	--	--------	----------------------

八九	南都留郡河口湖町船津七九一番 地の一先(町道駅前通り線と町 道登山道との五差路交差点)	北富士農協西	六二・一一・二六 告示 第三八号
----	---	--------	---------------------

八九	南都留郡河口湖町船津九九一番 地の一先(町道駅前通り線と町 道登山道との五差路交差点)	北富士農協西	平成一五年七月二四日 告示第五一号
----	---	--------	----------------------

二八	大月市猿橋町桂台一丁目二番 地先(市道殿上線と市道猿橋駅 通り線との丁字路交差点)	猿橋駅南	平成一四年八月二日 告示第四一号
----	---	------	---------------------

二八	大月市猿橋町桂台一丁目二番 地先(市道殿上線と市道猿橋駅 通り線との丁字路交差点)	猿橋駅南	平成一四年八月二日 告示第四一号
----	---	------	---------------------

二九	大月市初狩町中初狩二五九番地 の一先(国道二〇号と県道大幡 初狩線との丁字路交差点)	初狩小学校東	平成一五年七月二四日 告示第五一号
----	--	--------	----------------------

一四九	国道 二〇号	大月市大月二丁目一 番一二号先(興石商 東進す る車両	終日 大月 五二・二・四 五号
-----	-----------	--------------------------------------	--------------------------

に改める。  
別表第六中

線	(店)前
---	------

一四九	国道二 〇号	大月市大月二丁目一 番一二号先(興石商 店前)	東進す る車両	七時か ら一九 時まで	大月	平成一五年七月 二四日 告示第五一号
-----	-----------	-------------------------------	------------	-------------------	----	--------------------------

に改める。  
別表第十中

一、六七八	国道 四一 号線	東山梨郡勝沼町休息一、五九九 番地先(広瀬自工前)	一	塩山	五〇・八・一九 二九号
-------	----------------	------------------------------	---	----	----------------

一、六七八	国道四 一 号	東山梨郡勝沼町休息一、五九九 番地先(健康福祉センター前交 差点)	三	塩山	平成一五年七月 二四日 告示第五一号
-------	---------------	---	---	----	--------------------------

四、九七四	県道大 月上野 原線	北都留郡上野原町大櫛六一番 地先(北川橋北詰交差点)	一	上野 原	平成一五年六月 一二日 告示第三八号
-------	------------------	-------------------------------	---	---------	--------------------------

四、九七四	県道大 月上野 原線	北都留郡上野原町大櫛六一番 地先(北川橋北詰交差点)	一	上野 原	平成一五年六月 一二日 告示第三八号
-------	------------------	-------------------------------	---	---------	--------------------------

四、九七五	県道甲 府玉穂 中道線	東八代郡豊富村木原三九六番地 の一先(長田温雄方畑東側・シ ルクラインとの十字路交差点)	三	南甲 府	平成一五年七月 二四日 告示第五一号
-------	-------------------	--	---	---------	--------------------------

四、九七六	村道四 〇七〇	東八代郡豊富村木原七〇七番地 先(村道一〇五号線との十字路)	二	南甲 府	平成一五年七月 二四日
-------	------------	-----------------------------------	---	---------	----------------

四、九八七	四、九七八	四、九七九	四、九八〇	四、九八一	四、九八二	四、九八三	四、九八四	四、九八五	四、九八六
村道四〇七〇号線	村道二〇六二号線	国道五二号	農道	農道桃園市之瀬線	町道国道南原線	県道平沢千野線	市道明神大松線	県道大月上野原線	県道四日市場上野原線
東八代郡豊富村大鳥居三、五二一番地先（法乗寺前十字路交差点）	東八代郡豊富村木原一、八五八番地の一先（中沢一雄方畑西側丁字路交差点）	南アルプス市桃園六〇〇番地先（ナカゴミ(榎東側)）	南アルプス市飯野新田一二八番地先（河西応機方西側十字路交差点）	南アルプス市曲輪田二、五三六番地先（東條酒店前五差路交差点）	北巨摩郡双葉町下今井三、〇五一番地先（南原交差点）	塩山市竹森三、〇一五番地先（玉宮小学校前交差点）	大月市大月二丁目二七〇番地の一先（県立都留高校グラウンド南側丁字路交差点）	大月市富浜町鳥沢四、六七〇番地の一先（市道鳥沢北線との十字路交差点）	北都留郡上野原町鶴島一、〇一五番地先（永井房利方西側十字路交差点）
一	二	一	一	二	一	一	一	二	一
南府	南府	小笠原	小笠原	小笠原	塩山	塩山	大月	大月	上野原
告示第五一号	告示第五一号	告示第五一号	告示第五一号	告示第五一号	告示第五一号	告示第五一号	告示第五一号	告示第五一号	告示第五一号

四、九八七	一、五七七	一、五七七	一、五七八
県道四日市場上野原線	国道四一〇号（塩山パイパス）	国道四一〇号（塩山パイパス）	国道四一〇号（塩山パイパス）
北都留郡上野原町鶴島八八〇番地先（小侯勝利方北側）	塩山市熊野一、〇三〇番地一先（小澤勝仁方東側丁字路交差点）から塩山市熊野一、四一三番地四先（レストランラストパラダイス北側丁字路交差点）までの両側	塩山市熊野一、〇三〇番地一先（小澤勝仁方東側丁字路交差点）から塩山市熊野一、四一三番地四先（レストランラストパラダイス北側丁字路交差点）までの両側	塩山市熊野一、〇三〇番地一先（小澤勝仁方東側丁字路交差点）から塩山市熊野一、四一三番地四先（レストランラストパラダイス北側丁字路交差点）までの両側
一	四〇〇	四〇〇	四〇〇
上野原	車両（原付・けん引を除く）	車両（原付・けん引を除く）	車両（原付・けん引を除く）
平成一五年七月二四日 告示第五一号	塩山 平成一五年七月二四日 告示第五一号	塩山 平成一五年七月二四日 告示第五一号	塩山 平成一五年七月二四日 告示第五一号

別表第十四中  
に改める。

を		を		を	
八七	八七	八七	七九	七八	一、五
○国道二	○国道二	○国道二	○村道四	○端一	市道田
東山梨郡勝沼町勝沼二、二六二番地先(柏尾交差点)から大月市梁川町新倉五三二番地の一〇先(大呼戸橋)までの両側	東山梨郡勝沼町勝沼二、二六二番地先(柏尾交差点)から大月市梁川町綱の上一、四九一番地先(水野正志方前)までの両側	東山梨郡勝沼町勝沼二、二六二番地先(柏尾交差点)から大月市梁川町綱の上一、四九一番地先(水野正志方前)までの両側	東八代郡豊富村木原三九六番地の一先(県道甲府玉穂中道線との十字路交差点)から東八代郡豊富村大鳥居一、五二九番地の一先(シルクの里公園内与一弓道場東側)までの両側	富士吉田市下吉田四、九〇一番地の五先(武藤方南側交差点)から富士吉田市下吉田四、四五八番地の三先(渡辺方東側交差点)までの両側	富士吉田市下吉田四、九〇一番地の五〇〇
○三七、四〇	○三五、四〇	○三五、四〇	一、五一〇	原付・けん引を	車両(原付・けん引を)
車両	車両	車両	けん引を	けん引を	けん引を
終日	終日	終日	四〇	四〇	四〇
塩山	塩山	塩山	南甲	富士	富士
大月	大月	大月	府	吉田	吉田
平成一五年七月二四日告示第五号	平成一五年六月七日告示第二三号	平成一五年六月七日告示第二三号	平成一五年七月二四日告示第五号	平成一五年六月二日告示第三八号	平成一五年六月二日告示第三八号

に改める。  
別表第十五中

を

に		を		を	
四、一九一	三、三三七	三、三三七	三、三三七	三、三三七	三、三三七
休息勝沼線	削除	削除	削除	削除	削除
東山梨郡勝沼町小佐手六九〇番地先丹沢六郎方北側					
塩山	塩山	塩山	塩山	塩山	塩山
五五・八・一一三五号	平成一五年七月二四日告示第五一号	平成一五年七月二四日告示第五一号	平成一五年七月二四日告示第五一号	平成一五年七月二四日告示第五一号	平成一五年七月二四日告示第五一号

に改める。  
別表第十六中

を

に

四、一九二	県道 休息勝沼線	東山梨郡勝沼町小佐手三三九番地先ぶどう園南側	塩山	五五・八・一一三五号
四、一九三	町道	東山梨郡勝沼町小佐手七七四番地先曾根喜久方西側	塩山	五五・八・一一三五号
四、一九四	町道	東山梨郡勝沼町小佐手三〇四番地先ぶどう園東側	塩山	五五・八・一一三五号

四、一九一	削除		塩山	平成一五年七月二四日 告示第五一号
四、一九二	削除		塩山	平成一五年七月二四日 告示第五一号
四、一九三	削除		塩山	平成一五年七月二四日 告示第五一号
四、一九四	削除		塩山	平成一五年七月二四日 告示第五一号

五、一〇三	村道	東八代郡豊富村木原字水上三八四番地の一先（渡辺福治方所有桑畑東側）	南甲府	五六・二・一五七号
-------	----	-----------------------------------	-----	-----------

五、一〇三	村道四〇七〇号線	東八代郡豊富村木原三九六番地の一先（長田温雄方所有畑東側・北進車両）	南甲府	平成一五年七月二四日 告示第五一号
-------	----------	------------------------------------	-----	----------------------

六、九五二	町道	中巨摩郡白根町有野二、六二三番地先（堀田正方所有畑先）	小笠原	六一・一一・二四二号
六、九五三	町道	中巨摩郡白根町有野三番地先（柳原みち子方所有畑先）	小笠原	六一・一一・二四二号

六、九五二	削除		小笠原	平成一五年七月二四日 告示第五一号
六、九五三	市道	南アルプス市有野三番地先（柳原みち子方所有畑西側・南進車両）	小笠原	平成一五年七月二四日 告示第五一号

八、一三二	市道	都留市つる三丁目五番一九号先（日本救命器具株式会社・谷村工場）北側・側道交差点北進車両）	都留	平三・三・二五九号
-------	----	--	----	-----------

八、一三二	削除		都留	平成一五年七月二四日 告示第五一号
-------	----	--	----	----------------------

九、五六五	町道	東山梨郡勝沼町休息一、五九九番地先（広瀬自動車興業北側・西進車両）	塩山	平一〇・九・一四四号 告示第四五号
-------	----	-----------------------------------	----	----------------------

を	に	を	に	を	に	を
一〇、六二九 町道日野線	一〇、五六六 削除	一〇、五六六 県道大幡初狩線	九、九〇三 町道天狗沢大久保線	九、九〇三 町道新牛久保線	九、五六五 削除	一〇、六二九 町道日野線
北都留郡上野原町大柵四〇〇番地の一先(北川橋南詰丁字路交差点・南進車両)		大月市初狩町中初狩二六〇番地先(柴田栄造方東側・北進車両)	中巨摩郡敷島町大久保七番地の二先(町道新牛久保線との三差路交差点・北進車両)	中巨摩郡敷島町大久保七番地の三先(小宮山篤方南側交差点南側・北進車両)		北都留郡上野原町大柵四〇〇番地の一先(北川橋南詰丁字路交差点・南進車両)
上野原	大月	大月	甲府	甲府	塩山	上野原
平成一五年六月一二日 告示第三八号	平成一五年七月二四日 告示第五一号	平成一四年一月二八日 告示第七三号	平成一五年七月二四日 告示第五一号	平一二・四・六 告示 第一七号	平成一五年七月二四日 告示第五一号	平成一五年六月一二日 告示第三八号

一〇、六三九	一〇、六三八	一〇、六三七	一〇、六三六	一〇、六三五	一〇、六三四	一〇、六三三	一〇、六三二	一〇、六三一	一〇、六三〇	一〇、六二九
町道一	町道一 線七一号	町道竜王田中 線	町道竜王田中 線	村道一〇五号 線	村道一〇五号 線	村道二〇三号 線	村道二〇三号 線	町道新天狗沢大久保 線	町道天狗沢大久保線	町道日野線
中巨摩郡昭和町西条新田六四九	中巨摩郡昭和町西条新田七五七番地の一先(向信興業(有)所有地南側・東進車両)	中巨摩郡竜王町西八幡一、二一七番地先(玉川旅館南側・南進車両)	中巨摩郡竜王町西八幡一、六三〇番地二先(小林欣一方北側・北進車両)	東八代郡豊富村木原七〇七番地先(平川慶次方北側・西進車両)	東八代郡豊富村木原六二〇番地の三先(星野傳也方所有畑南側・東進車両)	東八代郡豊富村木原六〇九番地の四先(長田温雄方所有畑北側・西進車両)	東八代郡豊富村木原五九〇番地の一先(中沢良子方所有畑南側・東進車両)	中巨摩郡敷島町大久保九二番地先(町道天狗沢大久保線との丁字路交差点・北進車両)	中巨摩郡敷島町大久保一一一番地の一先(小宮山篤方南側丁字路交差点・南進車両)	北都留郡上野原町大柵四〇〇番地の一先(北川橋南詰丁字路交差点・南進車両)
南甲府	南甲府	南甲府	南甲府	南甲府	南甲府	南甲府	南甲府	甲府	甲府	上野原
平成一五年七月二四日 告示第五一号	平成一五年七月二四日 告示第五一号	平成一五年七月二四日 告示第五一号	平成一五年七月二四日 告示第五一号	平成一五年七月二四日 告示第五一号	平成一五年七月二四日 告示第五一号	平成一五年七月二四日 告示第五一号	平成一五年七月二四日 告示第五一号	平成一五年七月二四日 告示第五一号	平成一五年七月二四日 告示第五一号	平成一五年六月一二日 告示第三八号

一〇、六四〇	農道	南アルプス市飯野新田一、二八番地先(河西心機方北側・西進車両)	南甲府	平成一五年七月二四日	告示第五一号
一〇、六四一	樹園地	南アルプス市飯野新田一、二八番地先(河西心機方北側・西進車両)	小笠原	平成一五年七月二四日	告示第五一号
一〇、六四二	農道	南アルプス市飯野新田一、二二番地先(小林和子所有畑南側・東進車両)	小笠原	平成一五年七月二四日	告示第五一号
一〇、六四三	農道	南アルプス市築山三七八番地先(市川隆洋所有畑北側・西進車両)	小笠原	平成一五年七月二四日	告示第五一号
一〇、六四四	農道	南アルプス市築山四四番地先(市川亀三郎所有畑北側・西進車両)	小笠原	平成一五年七月二四日	告示第五一号
一〇、六四五	農道	南アルプス市築山二四番地一先(米山かな彥所有畑北側・東進車両)	小笠原	平成一五年七月二四日	告示第五一号
一〇、六四六	農道	南アルプス市曲輪田一、二七三番地一先(やすらぎ橋北詰十字路交差点・東進車両)	小笠原	平成一五年七月二四日	告示第五一号
一〇、六四七	農道	南アルプス市曲輪田一、二一九番地先(やすらぎ橋北詰十字路交差点・西進車両)	小笠原	平成一五年七月二四日	告示第五一号
一〇、六四八	農道	南アルプス市曲輪田一、一〇二番地先(やすらぎ橋南詰十字路交差点・東進車両)	小笠原	平成一五年七月二四日	告示第五一号
一〇、六四九	農道	南アルプス市曲輪田一、一〇二番地先(やすらぎ橋南詰十字路交差点・西進車両)	小笠原	平成一五年七月二四日	告示第五一号

一〇、六五〇	農道	南アルプス市曲輪田一、〇七二番地一先(檜山良一所有地西側・南進車両)	小笠原	平成一五年七月二四日	告示第五一号
一〇、六五一	市道	南アルプス市曲輪田一、〇三八番地一先(野田力方北側・北進車両)	小笠原	平成一五年七月二四日	告示第五一号
一〇、六五二	市道	南アルプス市曲輪田二、五三六番地先(東條酒店東側・北進車両)	小笠原	平成一五年七月二四日	告示第五一号
一〇、六五三	市道明神大松線	大月市大月二丁目二七〇番地の二先(県立都留高校グラウンド南側丁字路交差点・北進車両)	大月	平成一五年七月二四日	告示第五一号
一〇、六五四	市道	大月市富浜町鳥沢八、〇五九番地の三先(中央道側道との十字路交差点・南進車両)	大月	平成一五年七月二四日	告示第五一号
一〇、六五五	市道	大月市富浜町鳥沢八、〇八一番地の二先(中央道側道との十字路交差点・北進車両)	大月	平成一五年七月二四日	告示第五一号
一〇、六五六	市道	大月市富浜町鳥沢二、五三八番地の二先(中央道側道との十字路交差点・北進車両)	大月	平成一五年七月二四日	告示第五一号
一〇、六五七	市道	大月市富浜町鳥沢二、五八一番地の三先(中央道側道との丁字路交差点・南進車両)	大月	平成一五年七月二四日	告示第五一号
一〇、六五八	市道	大月市富浜町鳥沢二、五〇七番地の二先(中央道側道との丁字路交差点・南進車両)	大月	平成一五年七月二四日	告示第五一号
一〇、六五九	市道	大月市富浜町鳥沢二、一七九番地の二先(中央道側道との丁字路交差点・南進車両)	大月	平成一五年七月二四日	告示第五一号
一〇、六六〇	市道	大月市富浜町鳥沢八、〇〇六番	大月	平成一五年七月二四日	告示第五一号

一〇、六六一	市道鳥沢北線	地の一〇先(中央道側道との丁字路交差点・南進車両)	二四日 告示第五一号
一〇、六六二	市道鳥沢北線	大月市富浜町鳥沢四、六九六番地の一先(県道大月上野原線との十字路交差点・東進車両)	平成一五年七月二四日 告示第五一号
一〇、六六二	市道鳥沢北線	大月市富浜町鳥沢四、六七〇番地の一先(県道大月上野原線との十字路交差点・西進車両)	平成一五年七月二四日 告示第五一号

に改める。  
別表第十七中

三三三	市道	大月市御太刀一丁目三番八号先(藤本有三方)から大月市御太刀一丁目三番一三三号先(大月短大)までの両側	大月 四九・四一六号
三三三	市道	大月市御太刀一丁目七番九号先(小林方西側)から大月市御太刀一丁目七番一四号先(大月短大)までの両側	大月 四九・四一六号

三三三	市道御太刀三号線	大月市御太刀一丁目七番九号先(小林方西側)から大月市御太刀一丁目七番一四号先(大月短大)までの両側	大月 平成一五年七月二四日 告示第五一号
三三三	市道御太刀三号線	大月市御太刀一丁目七番九号先(小林方西側)から大月市御太刀一丁目七番一四号先(大月短大)までの両側	大月 平成一五年七月二四日 告示第五一号

一、三〇四	市道田端一号線	富士吉田市下吉田四、九〇一番地の五先(武藤方南側交差点)から富士吉田市下吉田四、四五	富士吉田 平成一五年六月二日 告示第三八号
一、三〇四	市道田端一号線	富士吉田市下吉田四、九〇一番地の五先(武藤方南側交差点)から富士吉田市下吉田四、四五	富士吉田 平成一五年六月二日 告示第三八号

一、三〇四	市道田端一号線	八番地の三先(渡辺方東側交差点)までの両側	富士吉田 平成一五年六月二日 告示第三八号
-------	---------	-----------------------	-----------------------------

を

一、三〇四	市道田端一号線	富士吉田市下吉田四、九〇一番地の五先(武藤方南側交差点)から富士吉田市下吉田四、四五八番地の三先(渡辺方東側交差点)までの両側	富士吉田 平成一五年六月二日 告示第三八号
一、三〇五	村道四七〇号線	東八代郡豊富村木原三九六番地の一先(県道甲府玉穂中道線との十字路交差点)から東八代郡豊富村大鳥居一、五二九番地の一先(シルクの里公園内与一弓道場東側)までの両側	南甲府 平成一五年七月二四日 告示第五一号

に改める。  
別表第二十三中

三三三	県道甲府南アルプス線	甲府市飯田一丁目一番七号先(富士見ポイント)から南アルプス市在家塚五八七番地の五先(白根消防分遣所東	上下 同区間 徳行 立体南 交差点 (同交 差点が ら北方 へ三〇 メートル の区	甲府南 府小笠 原 平成一五年六月二日 告示第三八号
-----	------------	--	---	--





<p>(一) 最近五年間に警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者</p> <p>(二) 警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「検定規則」という。）第二条第二項に規定する一級の検定に合格した者</p> <p>(三) 検定規則第一条第二項に規定する二級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上警備業務に従事している者</p> <p>5 受講手続</p> <p>(一) 提出書類</p> <p>(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 正副二通（申請前六か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真を各一枚はり付けること。）</p> <p>(2) 写真（①の申込書に添付したものと同規格のもの） 一枚</p> <p>(3) ④の（一）に該当する者については、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下、「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(4) ④の（二）に該当する者については、検定規則第一条第二項に規定する一級検定に係る合格証の写し</p> <p>(5) ④の（三）に該当する者については、検定規則第一条第二項に規定する二級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(二) 申込書提出先 申込人の住所地在を管轄する警察署（他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署）</p> <p>(三) 受講手数料 三万七千円（山梨県収入証紙により納付すること。） なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。</p> <p>6 受講申込書受付期間 平成十五年八月二十五日（月）から同年九月八日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時までとする。</p> <p>二 機械警備業務管理者講習</p> <p>1 講習実施期日 平成十五年九月十六日（火）から同月十九日（金）までの午前九時から午後五時まで</p> <p>2 講習実施場所</p>	<p>3 受講定員 十名</p> <p>4 受講手続</p> <p>(一) 提出書類</p> <p>(1) 機械警備業務管理者講習受講申込書 正副二通（申請前六か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真を各一枚はり付けること。）</p> <p>(2) 写真（①の申込書に添付したものと同規格のもの） 一枚</p> <p>(二) 申込書提出先 申込人の住所地在を管轄する警察署（他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署）</p> <p>(三) 受講手数料 三万八千円（山梨県収入証紙により納付すること。） なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。</p> <p>5 受講申込書受付期間 平成十五年八月四日（月）から同月十一日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時までとする。</p> <p>三 講習の委託 講習は、社団法人山梨県警備業協会に委託して行う。</p> <p>四 修了証書の交付 講習最終日に筆記の方法により修了審査を行い、合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書又は機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。</p> <p>五 その他</p> <p>1 受講者が受講に当たり持参すべきもの 筆記用具</p> <p>2 その他</p> <p>(一) 両講習とも受付期間中であつても、定員に達した場合は、受付を締め切る。</p> <p>(二) 講習場所における駐車場の確保が困難であるので、受講者は、公共輸送機関等を利用すること。</p> <p>(三) 昼食については、各自で用意すること。</p> <p>3 問い合わせ先 講習についての疑問点は、山梨県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇五</p>
--	---

五 一三五 二二二内線七一 五二二)に問い合わせること。

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年七月二十三日までとする。

平成十五年七月二十四日

山梨県公安委員会  
委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造又は輸入業者名	
株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CR宮本武蔵MA	株式会社ニユーギン	三〇〇四七七
株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CR宮本武蔵MB	株式会社ニユーギン	三〇〇四四一
株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CR宮本武蔵MA	株式会社ニユーギン	三〇〇四〇四

サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番一號	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CR極上!梅松パラダイスFN1	サミー株式会社	三〇〇三九五
ニイガタ電子精機株式会社 代表取締役 橋本桂一 新潟県長岡市弓町二丁目一番一號	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	バグジーX	ニイガタ電子精機株式会社	三四〇三九八
奥村遊機株式会社 代表取締役 上野栄作 愛知県名古屋市中村区鶴舞二丁目二番一八號	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRマジソングイズ	奥村遊機株式会社	三〇〇四〇九
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRギヤ王HFX	マルホン工業株式会社	三〇〇四九七
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRギヤ	マルホン工業株式会社	三〇〇五一七

取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目 一七番地	機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	王 H F 1 4 工業株式 会社		
岡崎産業株式会社 代表取締役 岡崎安弘 三重県松阪市中万町鐘突二一 八五番地の二	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ラッキー チェリー 岡崎産業 株式会社	三四〇四一一	
岡崎産業株式会社 代表取締役 岡崎安弘 三重県松阪市中万町鐘突二一 八五番地の二	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ラッキー チェリー 岡崎産業 株式会社	三四〇四一一	

その他

山梨県地方労働委員会告示第二号

当委員会は、労働関係調整法施行令第四条及び労働委員会規則第六十八条の規定によ  
り、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

平成十五年七月二十四日

山梨県地方労働委員会

会長 渡 辺 和 廣

氏名	関 歴
渡辺 和廣	弁護士 第三十二・三十三・三十四・三十五期地方労働委員会委員
八束 厚生	山梨大学助教授 第三十一・三十二・三十三・三十四・三十五期地方労働委員会委員
萩原 勝	公認会計士 第三十四・三十五期地方労働委員会委員
久保嶋正子	公認会計士 第三十五期地方労働委員会委員
鶴田 和雄	弁護士 第三十五期地方労働委員会委員
渡辺 一彦	連合山梨事務局長 第三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五期地方労働委員会委員

正 誤

遠藤 長男	J A M キ ト ー 労働組合執行委員長 第三十五期地方労働委員会委員
小沢 政人	N T T 労働組合山梨分会分会長 第三十五期地方労働委員会委員
小林 文徳	自治労山梨県本部中央執行委員長 第三十四・三十五期地方労働委員会委員
中尾 守	東京電力労働組合山梨総支部執行委員長 第三十五期地方労働委員会委員
枝 康夫	山梨県経営者協会専務理事 第三十三・三十四・三十五期地方労働委員会委員
長田 眞	長田組土木(株)代表取締役副会長 第三十五期地方労働委員会委員
小泉 正仁	甲府中央信用組合理事長 第三十五期地方労働委員会委員
武田 與信	(株)テノヨ武田代表取締役会長 第三十三・三十四・三十五期地方労働委員会委員
芳賀 和夫	甲府商工会議所相談役 第三十四・三十五期地方労働委員会委員
古明地正敏	地方労働委員会事務局局長
笠井 智明	地方労働委員会事務局次長
小田切 功	地方労働委員会事務局審査調整指導監・次長補佐
市川 直人	地方労働委員会事務局副主幹
横森 幸子	地方労働委員会事務局副主幹
清水 文夫	商工労働観光部労働課長
中澤 卓夫	商工労働観光部労働課長補佐
榎原 茂	商工労働観光部労働課副主幹

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十五年七月十四日山梨県告示第三百九十号(保安林の指定の予定)

四四六 上 四行目と五行目の間に次のように加える。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

同

同

五

「次の図」は

「次の図」及び「次のと  
おり」は

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 株式会社サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番